

報告書要旨

本報告書は、2011年から続くアラブ諸国における政治変動、すなわち、民衆運動によって権威主義的独裁体制を打倒しようとする「アラブの春」と呼ばれる運動が、その始まりから2年あまりが過ぎる中でたどった経緯と、中東地域全体と国際社会に投げかけてきた問題を分析することで、「アラブの春」の現状と背景を考察し、その将来を展望するものである。

具体的には、実際に民衆運動による政治変動を経験してきたエジプト、シリア、イエメン、オマーンにおける事態の進展を追い、湾岸協力会議（GCC）諸国の動向を分析する。GCC諸国は、これまでのところ大規模な政治変動を被っていないものの、国内に様々な不安定要因を抱え、同時に上記各国の政治変動に深く関与してきた。また、アラブ諸国には含まれないが、中東地域にあって同地域への関与を強め、「アラブの春」にも様々に関わるトルコの対応も取り上げる。こうした中東地域内部からの視点に加えて、比較政治学的な視点としてインドネシアを取り上げる。インドネシアは、中東・アラブ諸国と同様に、ムスリム（イスラーム教徒）が国民の大半を占め、1990年代に民衆運動によって権威主義体制から民主体制へと移行した経験を持つ。これらの国単位の分析とともに、「アラブの春」が中東地域全体の国際関係に及ぼす影響と、国際社会に投げかける問題として「保護する責任」について考察する。各分析・考察項目に関する議論の概要は以下の通りである。

まず、序章において2011年以降のアラブ主要国の動向を概観する。この概観の中で重点を置くのは、「アラブの春」の舞台となった国々の中で、本報告書が章を立てて取り上げない国々、すなわち、チュニジアとリビアである。また、GCC諸国と同じ君主制体制下でありながら、非産油国であることで経済的により困難な問題を抱えているヨルダンとモロッコにも言及する。ヨルダンについては、シリア危機とパレスチナ問題との関係においても難しい立場に立たされている。

「アラブの春」の2年間を概観することから浮かび上がる問題は、(1) イスラーム主義勢力の台頭、(2) 中東地域内部の各アクター間の関係の変化、(3) より良い暮らしを求める民衆の大きな期待と経済の低迷のギャップ、の3点である。(1) イスラーム主義勢力の台頭については、チュニジアやエジプトにおいて、権威主義体制崩壊後にムスリム同胞団系のイスラーム主義政党が選挙を通して政権与党となったことに象徴される。しかし、それらのイスラーム主義政党が安定した民主的政体を実現するかは不透明である。イスラーム主義政党の政権運営に対して世俗派から強い反発があり、同時に、イスラーム主義の中でも国民国家体制の解体や武装闘争を前面に押し出した過激な勢力の活動を抑えることが

困難な課題となっているからである。(2) 中東地域内部のアクター間関係については、シリア危機をめぐる GCC 諸国、エジプト、トルコ、イランの間の駆け引きがもたらす変化と、エジプトの同胞団系政権がパレスチナーイスラエル和平やイランの核問題に及ぼす影響が指摘される。(3) 民衆の期待と経済の低迷のギャップとは、権威主義体制を打倒し、民主化への移行プロセスに入ることができたチュニジアやエジプトにおいて、多くの国民が経済の好転を期待している一方で、実際の経済は革命の混乱から立ち直る見通しが未だに立っていないことである。アラブ諸国に安定して民主的な政治体制が定着するか否かは、チュニジアやエジプトの新政権が国民の高い期待にどこまで応えられるかに大きく左右されるのである。

以上の序章で示される問題意識のもとに、各章では以下の分析と考察がなされる。第 1 章では、ムバーラク政権崩壊後のエジプトにおいて、政治的な混乱が続き、社会がイスラーム主義勢力支持とリベラル勢力（青年勢力、左派、リベラル）支持の間で二極化する方向に向かっていることを論ずる。1952 年のクーデター（7 月革命）で権力を掌握したナセルを中心とする自由将校団は、王制下の憲法を停止するために「憲法宣言」という超憲法的な宣言を発表した。2011 年に民衆デモの高まりを受けてムバーラク大統領を退陣させた軍最高評議会（SCAF）も、この「憲法宣言」によって憲法を停止して実権を掌握した。SCAF とムルシー新大統領は、その後も、重要な局面で憲法宣言を公布してきたが、法的な根拠を持たない憲法宣言を権力闘争の道具として用いることで、民衆運動を担ったリベラル勢力を政治過程から排除し、イスラーム主義勢力の影響力の増大と軍の影響力の温存が図られた。このことが、イスラーム主義勢力支持とリベラル勢力支持にエジプトの社会が二極化される原因となったと指摘する。

第 2 章では、混迷と暴力の応酬が激しさを増すシリア情勢を取り上げ、トルコで活動するシリア人反体制活動家への面会調査の成果などを基に、2012 年のシリア「内戦」を通じた反体制諸派の変質と、反体制諸派の内部におけるスンナ派イスラーム主義勢力の存在感の増大を分析する。そして、シリア情勢の現状と背景を考察するとともに、「アラブの春」の全体を通して重要な政治的・社会的変数となっているイスラーム主義について論じる。これらの分析と考察を通して、シリアの反体制運動が意思と組織の統合に苦慮し、民衆デモから武装闘争へと重点を移していくなかで、反体制運動が地元性を強めることで、民主化などの理想が背景化し、宗派や民族といったシリア在地の複雑な統合と分断の原理が前景化していることを描く。スンナ派イスラーム主義については、独裁体制の打倒という目標のみで様々な主義主張を持つ人々が結びつき、明確なビジョンや強力な指導者を持たない「アラブの春」において、現行の国民国家体制を受容する穏健なイスラーム主義が宗派

的多数派を占めるスンナ派ムスリムの宗教感情に訴えることで、当面は支持を広げていくであろうことを指摘する。同時に、政権との激しい戦闘が続くシリアにおいては、国民国家体制の解体を訴えるような過激なイスラーム主義武装勢力が、その果敢な戦いぶりによって人々の人気を集めていることも指摘する。

第3章では、GCC 諸国を取り上げる。GCC 諸国に対する「アラブの春」の影響は一様ではない。オマーンでは、国内で大規模な反体制運動が発生し、12名の閣僚を解任するに至った。バハレーンでは、半島の盾軍の派遣を受けてデモを鎮圧しなければならなかった。サウジアラビアは、デモの危機に晒されたものの、大規模な経済対策と部分的な政治宗教改革によって当面の危機を乗り切った。以前から政治的論争が激しいクウェートについては、どこからが「アラブの春」の影響かを見極めるのが難しい。そして、カタールとアラブ首長国連邦では、デモや抗議行動がほとんど起きていない。こうした違いは、政府による石油収入の国民に対する配分の適切さと、その結果としての国民の総体的な豊かさの違いによって、ある程度説明できると考えられる。他方、「アラブの春」を経験している他のアラブ諸国への関与については、GCC 域内の安定、君主制の正統性の確保、スンナ派支持の3点で一定の方向性を有しているように見られるが、サウジやカタールは、体制転換が起きたアラブ諸国において経済的利益をつかもうという意欲も看取される。GCC 諸国は、「アラブの春」によってイスラーム主義勢力が勢力を拡大していることに警戒感を抱きつつ、「アラブの春」をビジネスチャンスとも捉えていると考えられるのである。

第4章では、GCC 諸国の中で大きな政治変動を被ったオマーンと、GCC 諸国の南隣にあって国家統合に様々な問題を抱えてきたイエメンの政治変動を概観する。その上で、オマーンを他の GCC 諸国と、イエメンをチュニジア、エジプト、リビアと比較することで、両国の政治変動に対する考察を深め、「アラブの春」全体に関わる問題点を指摘する。イエメンにおいては、首都のサナアでサーレハ大統領の退陣を求めるデモが発生し、部族勢力も巻き込んでサーレハ支持派との衝突に発展した。一方、南部では AQAP（アラビア半島のアルカーイダ）とサーレハ政権の戦闘が起こった。こうした事態を受け、AQAP の勢力伸長を警戒するアメリカと難民の流入を恐れるサウジの主導によって GCC の調停案が示され、サーレハが訴追免除と与党党首の地位を保証されたまま副大統領のハーディーに権力を委譲するという「中途半端な」幕引きが図られた。チュニジア、エジプト、リビアと比べて「中途半端な」事態の経緯の背景には、「サウジアラビアの隣国」というイエメンの位置とともに、イエメンにおいては、1990年代までイスラーム主義勢力が存在しなかったという事情が指摘される。イエメンのイスラーム主義勢力は、ここ20年あまりに外部から入り込み、アメリカとの直接対決を志向する「国際派」であった。それが、「アラブの春」

によってイエメン国内に地盤を得たことで、イエメンのイスラーム国家化を主張するようになった。こうしたイスラーム主義勢力の「在地化」は、「アラブの春」によってイスラーム主義勢力の勢力伸長が見られるチュニジア、エジプト、リビアなどにおいても、今後起こりうると考えられる。

オマーンについては、汚職を非難し生活改善を訴えるデモが発生し、政府は国民に経済的利益を供与する「ばらまき」によって対処した。こうした「ばらまき」は GCC 諸国で共通して行われてきたが、オマーンの場合は、国王側近の大物政治家の退場や諮問評議会への立法権の付与が行われた。大物政治家の退場は、国王による人事の刷新と捉えられる。また、諮問評議会への立法権の付与は、国王や首長に権力が集中する GCC 諸国内にあっては画期的なことである。それは、国王の権力委譲というより、様々な新規立法が必要な状況を、行政府の立法能力だけでは処理できないという現実的な判断である。GCC 諸国は、いずれも同様の問題を抱えており、オマーンをさきがけに、そうした現実的判断から立法権の分散という形での民主化が進む可能性も指摘される。

第1章から第4章にかけて、アラブ諸国内部の視点から「アラブの春」を論じてきたのに対して、第5章と第6章は、非アラブ諸国の事例から「アラブの春」を考察する。第5章においては、「アラブの春」と様々に関与してきたトルコを取り上げ、同国のチュニジア、エジプト、リビア、シリアに対する対応を概観し、トルコをアラブ諸国の民主化のモデルとしようという「トルコ・モデル」の有効性と、「アラブの春」が公正発展党の外交政策に与える影響を考察する。まず、トルコの「アラブの春」に対する対応としては、チュニジア、エジプト、リビアに対する対応が限定的であったのに対して、隣国シリアに対しては深く関与し、アサド政権と反体制諸派の交渉仲介から反体制諸派の積極的支援に切り替えた経緯を分析する。「トルコ・モデル」の有効性については、トルコの公正発展党は、親イスラーム政党であるものの世俗主義を国是として堅持している点で、チュニジアやエジプトのイスラーム主義政党とは大きく異なり、経済や政治環境も異なることから直接的な有効性はないと考えなければならない。ただし、大衆政党の組織や宗教的規範の保守的価値観への読み替え、福祉政策と親自由主義的経済政策のバランスといった点で示唆を与えることはできるとも考えられる。公正発展党の外交政策は、人権重視や善隣外交、地域の安定への貢献を謳ってきた。しかし、「アラブの春」によって、権威主義体制と良好な関係を維持してきたことの倫理的問題が浮き彫りにされ、シリアの反体制諸派への積極的支援が地域の安定化に結びついていないことで、地域の安定に向けて具体的な政策が展開できない状況になっている。この状況を打開するためには、イスラエル、イラン、イラク中央政府などの、これまでの外交政策によって関係が悪化した諸国・アクターとの交渉を続けて

いくことが重要であると考えられる。

第6章では、中東地域を離れて、インドネシアにおける民主化の経験とイスラームと政治の現在を分析し、エジプトの政治変動プロセスとの比較と、中東のイスラーム主義／親イスラーム政党、特にトルコの公正発展党とインドネシアのイスラーム系政党の比較を行うことで、中東・アラブ諸国の現状を見返す視座を提供する。また、「イスラームらしさ」をめぐる争点を分析することで、現代のインドネシアにおけるイスラームと政治の関係を論じ、イスラーム主義に関する考察を深める材料を提供する。ここで指摘されることは、インドネシアとエジプトでは、権威主義体制下における権力と富の大統領一族への集中や経済状況などに類似性が見られるものの、大統領と与党と軍の関係の違いが収束局面での差異を生んだことである。また、インドネシアにおける民主主義体制は、表向きの民主主義の裏側で植民地期以来のオリガーキー（寡頭制）が維持されている点で、新興ブルジョアジーなどを取り込んで大衆政党として成功したトルコの公正発展党や凝集力を持つムスリム同胞のような組織によって支えられているわけではない。さらに、世俗系政党もイスラーム的なキャンペーンを行うようになったことで、イスラーム系政党の独自性が薄れ、イスラーム系政党の支持が低下し、トルコやエジプトのように世俗系とイスラーム系の上に大きなイデオロギーや社会階層間の亀裂がないことも指摘される。その一方で「イスラームらしさ」のイメージの演出は重要な政治的動員手法となっており、メディアにおけるイスラーム性という点で中東地域との有効な比較研究の素材を提供している。

ここまでの国ごとの分析を踏まえて、第7章と第8章では、「アラブの春」が中東地域全域に及ぼす影響と、国際社会に投げかける問題を論ずる。第7章では、権威主義体制への異議申し立てというアラブ諸国を横断するベクトルが、各国の事情に由来する垂直的ベクトルによって遮断されてきた状況を概観し、明確な組織や指導者を持たない大衆運動によって旧体制が打倒された後、組織力を持つイスラーム主義勢力などの旧来の政治勢力が、組織や指導理念を持たない新世代の大衆運動にどのように向き合っていくかという問題を提起する。こうした新しい状況が中東全体にどのような影響を及ぼすかをイスラエルの視点からアプローチし、イスラエルをはじめとする中東地域の現状維持を望む勢力と、イランなどの現状打破を望む勢力が、アメリカの中東地域からの「撤退」などと絡めて、ともに国民国家的な権益の維持拡張をアラブやイスラームといった越境的な回路によって達成しようとしている状況を分析する。そして、越境的な性質を持つ宗派や民族に基づくアイデンティティ政治が各国内部で前景化することで各国内部の軋轢を噴出させるだけでなく、国家の領域を超えた越境的な混乱を創出させつつある事実に着目する必要性を指摘する。

第8章においては、中東における混乱の二つの深刻な事例、すなわち、リビアとシリア

の内戦状況に対する国際社会の対応の違いから、「保護する責任」をめぐるジレンマを議論する。リビアとシリアにおいては、大規模な民衆蜂起に直面した政権が、本来保護すべき国民に対して凄惨な暴力を加えるという点で共通している。しかし、この深刻な人道危機に対して、国際社会は全く異なった対応をとった。すなわち、リビアにおいては「保護する責任」を掲げて NATO を中心とする軍事介入を行い、結果的にカザーフィー政権を転覆させて体制転換を引き起こした。他方シリアにおいては、国際的なコンセンサスを形成することができず、シリア国内の暴力を停止させシリア国民を保護するために有効な手段を講ずる目処が立っていない。この背景には、リビアへの介入が体制転換をもたらしたことに対して、ロシアや中国、BRICS 諸国の強い警戒感が指摘される。ここに、内政不干渉を原則とする「保護する責任」論において、国家自体が国民に暴力を加える場合、国家体制を転覆させることなく国際社会が「保護する責任」を果たすことができるのかというジレンマが突きつけられるのである。また、シリアへの軍事介入に関しては、混迷を深める同国に軍を派遣するだけの積極的な意思と能力を備えた国家、あるいは、国家連合を見いだすことが難しいという問題もあって、「保護する責任」をめぐるジレンマはより深いものとなるのである。

以上が、本報告書の要約である。これらの分析と考察を基にした政策提言については、この要約の後ろに付されている。分析と考察の詳細については、政策提言に続く序章以下の本論を参照されたい。